

## 持ち込み容器充てん依頼書

私（以下乙という）は、乙が占有する容器（詳細以下）

容器記号番号	
所有者記号番号	
ガス名(刻印)	
最終容器検査年月	
充てん圧力	
内容積/質量	

を甲に預け、ガスの充てんを依頼する。

本容器の所有者記号番号は乙のものではないが、

- 本容器の所有権は乙にある。
- 乙は所有者から本容器に乙の指定する充てん所でガスを充てんすることを許諾されている。
- 所有者記号番号の登録者には、甲から充てんについて確認をとってほしい。

乙は、容器の所有の状況等については、甲が所有者記号番号の登録者に直接問い合わせていただくことを了解した。

その結果、取引ルートが変更となり、同時に充てん金額が変更となっても乙は不服申し立てをしない。ただし、その場合は以下の乙の連絡先に、あらかじめ見積もり金額の告知を行い、再度乙の充てん依頼の意思を確認するものとする。

あるいは、乙の主張するところと所有などについて食い違いがあった場合、正当な理由※により、充てん依頼を拒否されても乙に依存はない。

また、容器に法的な再検査の必要性のある場合は、甲から提示された充てん期間と費用に、再検査の期間と費用が加算されることも了解した。再検査に必要な費用には、容器付属品であるバルブに交換の必要性が認められた場合、その交換費用も含まれることも了解している。

なお、充てんされた容器は、

- およそ 月 日間当事業所内で使用する可能性があるが、2年以上にわたって滞留させることはない。もしも特別な事情をもって滞留する場合は、乙は甲にその状況を通知し、点検のため甲に再充てんを依頼することを約束する。
- 継続的に当事業所において利用するため、2年以内に甲に再度持ち込んで充てんならびに点検を依頼する。

(1年間は充てん及び出荷の記録の保存期限であり、それ以上容器が滞留した場合、出荷した高圧ガス供給事業者の管理情報から抹消され、事故を起こす管理不在容器になるおそれがあるため)

以上

年 月 日

甲

乙

印

※ 正当な理由とは、刻印情報が不正に書き換えられている、あるいは所有者の認識と違うなど、保安上にきわめて重大な問題のある場合のほか、他にも所有者記号番号の登録者が充てんを許可しなかった場合を含む。

★ 注意：容器の所有権を有するものが、容器の所有者記号番号の登録者と書面により「高圧ガス容器管理委託契約」を締結していない場合、高圧ガス保安法上（高圧ガス保安法容器保安規則第 条第5項）では容器の所有者が法を犯していることとなり、懲役半年に加え 万円の罰金という罰則対象となる。同時に「高圧ガス容器管理委託契約」がなされていない過去の所有者の表示（刻印）がなされている当該容器は、刻印等が正しくなされているものでなければ充てんしてはならないとされた保安法第 条に抵触するため、容器再検査ならびに再充てんすることはできない。なお、刻印を正しいものに打ちかえる場合は、現に刻印されている所有者記号番号から、現在の正しい所有者に所有権が移転したことを客観的に証明する書類が整っている必要がある。